

# 令和5年度第1回茅ヶ崎市下水道運営審議会会議録

議題	(議題1) 会長・職務代理委員の選任について (議題2) 茅ヶ崎市下水道運営審議会の運営について (議題3) 茅ヶ崎市公共下水道事業の現状等について
日時	令和5年8月3日(木) 14時00分から15時00分まで
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1
出席者氏名	松浦美和委員、國部利壽委員、桐山章伸委員、 西村佳裕委員、脇正彦委員、金指和彦委員 (欠席委員) 山本義治委員  佐藤市長 (事務局) 下水道河川部 下水道河川総務課 高田下水道河川部長 下水道河川総務課 小室課長、齋藤課長補佐、内藤課長補佐、古角主任 下水道河川建設課 小泉課長、加藤課長補佐 下水道河川管理課 越地主幹
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1 茅ヶ崎市下水道運営審議会規則</li> <li>・資料2 茅ヶ崎市公共下水道事業の現状等について</li> <li>・資料3-1 茅ヶ崎市の下水道(汚水)</li> <li>・資料3-2 茅ヶ崎市の下水道(雨水)</li> <li>・下水道概要(令和3年度版)</li> <li>・茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略(平成31年3月)</li> <li>・令和4年度モニタリング結果</li> <li>・ちがさき下水道ビジョン(令和5年3月)</li> <li>・茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画(平成29年(2017年)3月)</li> </ul>
会議の公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	1人

○事務局（下水道河川総務課長）

本日は茅ヶ崎市下水道運営審議会にお集まりいただきありがとうございます。

私は本日の進行を務めさせていただきます、下水道河川総務課長の小室と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに佐藤市長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤市長

皆さまこんにちは。

暑い中お越しいただきありがとうございます。ただこの暑い暑いと言ってる中でも、場所によっては、線状降水帯、ゲリラ豪雨、下水のキャパを超える雨が降りまして、大変な地域もございます。

我が市としても、99%の水洗化普及率となっておりますけども、今後やはりどうこれをマネジメントしていくのか、災害に強い下水を作っていくのか。或いはこれから、大変重要となってくる環境問題、こういったものをどう対応していくのか、下水のマネジメントとの関係は、多岐にわたってございます。

ぜひこの審議会ですっきりと議論をいただいて、茅ヶ崎の下水マネジメント、お願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（下水道河川総務課長）

ありがとうございました。なお、佐藤市長におかれましてはこの後公務がございますのでここで退席させていただきます。

それでは続きまして委員の皆様並びに事務局の自己紹介を行います。初めに松浦委員より簡単に構いませんので反時計回りに自己紹介をお願いいたします。

（委員自己紹介）（事務局職員自己紹介）

○事務局（下水道河川総務課長）

ありがとうございました。続きまして委員の出席状況についてご報告いたします。本日は委員総数7名中6人のご出席をいただいております。茅ヶ崎市下水道運営審議会規則第5条第3項の規定による会議の開催要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。

また本日傍聴者は1人でございます。入室していただいておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして資料の確認をさせていただきます。

- ① 次第
- ② 資料1
- ③ 資料2
- ④ 資料3-1（A3版）・資料3-2（A3版）
- ⑤ 下水道概要（令和3年度版）
- ⑥ 茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略

- ⑦ 令和4年度モニタリング結果
- ⑧ ちがさき下水道ビジョン
- ⑨ 茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画

以上でございます。資料の不足等がありましたら、事務局までお申しつけ下さい。

また、本日の会議におきましては、AI議事録作成支援システムを用いて議事録を作成いたします。こちらは皆様に発言いただいた内容がリアルタイムに認識され、音声の録音及び文字起こしがされるものになりますので、発言の際は、お席にありますマイクのボタンを1回押していただいて、話し終わりましたらもう一度押してオフにさせていただきますようお願いいたします。

なお、委嘱後初めての会議になりますので、会長が不在になっております。これより議題(1)の「会長・職務代理委員の選任について」について協議をしていただくこととなりますが、会長が選任されるまでの仮議長を、高田下水道河川部長が執り行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○事務局(下水道河川総務課長)

それでは、高田部長、よろしくお願いいたします。

○仮議長(下水道河川部長)

それでは、会議を開催します。

まず、議題の(1)「会長・職務代理委員の選任について」でございます。

会長につきましては、茅ヶ崎市下水道運営審議会規則第4条第1項の規定により、委員の互選によるものとなっております。どなたか、お願いできませんでしょうか。

特にいらっしゃらないようであれば、事務局として意見はありますでしょうか。

○事務局(下水道河川総務課長)

事務局といたしましては、神奈川県下水道公社の西村委員にお願いできればと考えております。

○仮議長(下水道河川部長)

ただいまの事務局案でございますけれども、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○仮議長(下水道河川部長)

西村委員もよろしいでしょうか。

○西村委員

はい。よろしくお願いいたします。

○仮議長（下水道河川部長）

それでは、皆様の承認をいただきましたので、西村委員に会長をお願いしたいと思います。会長が決まりましたので、議長につきましては引き続き西村会長をお願いしたいと思いません、会長よろしくお願いいたします。

○議長

改めまして神奈川県下水道公社の西村といいます。よろしくお願いいたします。それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。何分不慣れなものですので、皆様にご迷惑おかけすることもあるかと思いますが、審議会が円滑に運営できるように、努めて参りますので、皆様、ご協力の程お願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは引き続きまして、議題の（１）になりますが、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときに、職務代理委員をあらかじめ会長が指名しなければなりません。どなたかお願いできませんでしょうか。

特にご意見がなければ、神奈川県流域下水道整備事務所の金指委員を指名したいのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」）

○議長

ありがとうございます。金指委員もよろしいでしょうか。

○金指委員

はい。

○議長

ありがとうございます。皆様のご承認をいただきましたので、金指委員に職務代理委員をお願いしたいと思います。

○議長

それでは、議題（２）に移らせていただきます。議題（２）「茅ヶ崎市下水道運営審議会の運営について」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（下水道河川総務課課長補佐）

それでは、議題（２）「茅ヶ崎市下水道運営審議会の運営について」、ご説明をさせていただきます。資料１「茅ヶ崎市下水道運営審議会規則」をご覧ください。

まず当審議会ですが、規則の第１条にありますとおり、茅ヶ崎市附属機関設置条例に基づきまして設置された附属機関になります。附属機関とは審査審議や調査などを目的とし

て設置される会議体でございます。

当審議会の所掌事項は、第2条にありますとおり、下水道使用料、公共下水道事業に係る受益者負担金、その他下水道の運営に関する事項につきまして、市長の諮問に応じて調査審議し、結果を答申または意見を建議するものとなっております。

当審議会の委員構成になりますが、こちらは第3条にありますとおり、「使用者及び排水設備義務者」並びに「学識経験を有する者」で構成されております。任期は2年となっておりますが、任期途中で交代があった場合は、前任者の残任期間が次の委員の任期となります。

事務局につきましては、第8条にありますとおり、下水道河川総務課になっております。会議開催の頻度につきましては、通常は年2回から3回となっております。開催のご案内後、ご都合がつかない場合は、下水道河川総務課まで、ご連絡をお願いいたします。

また、本審議会は原則公開となっております。会議録は特段ご意見がなければ、語尾や、文脈を整える程度に文章を整えるかたちでの摘録とさせていただいております。また、会長と、委員のうち1名の計2名の方には、議事録の確認をお願いいたしたく、委員のうち1名の確認をしていただく委員につきましては、名簿順としまして、本日は松浦委員にお願いをしたいと考えております。

会議録の形式に関しましては本日定めることといたしたいため、議長よりご確認をお願いいたします。議題(2)につきまして、事務局からの説明は以上となります。

○議長

ありがとうございます。ただ今、「茅ヶ崎市下水道運営審議会の運営について」の説明がありました。質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

(「なし」)

○議長

それでは、説明にありました「議事録を適録とすること」について、審議会としての意見を取りまとめたいと思います。事務局の提案どおりとすることについて、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」)

○議長

ご異議なしの方が多数とのことで、本審議会として、「議事録を摘録とすること」といたします。

○議長

続きまして、議題の(3)「茅ヶ崎市公共下水道事業の現状等について」に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

○事務局(下水道河川総務課課長補佐)

それでは、議題（３）「茅ヶ崎市公共下水道事業の現状等について」、各課より順にご説明をさせていただきます。まず資料 2 と書いてあるものをご用意ください。

そちらの表紙を 1 枚めくっていただきまして、2 ページ目をご覧ください。「下水道事業の概要」ということで、まずは資料の左上、「下水道のあゆみ」のところですが、本市では昭和 38 年より下水道事業を開始しており、昭和 52 年に相模川流域下水道における処理を開始いたしました。流域下水道とは、2 つ以上の市町村の区域における下水を排除し、終末処理場を有する下水道のこととございまして、相模川流域下水道につきましては、現在 9 市 3 町が接続をしております。

茅ヶ崎市では、相模川の左岸側にある柳島水再生センターで下水処理をしており、水再生センターは、神奈川県施設となりますので、市からは流入量等に応じた負担金を支出しております。

なお、本市が単独で有している処理場はございませんが、一部については、藤沢市が有する処理場へ流入をしており、そちらへ負担金を支出しているものもございまして。

また、平成 24 年に「地方公営企業法財務規定等適用」とありますが、こちらにつきましても、事業の経営状況を的確に把握する必要性に鑑みまして、国が一定規模の下水道事業に対して、平成 31 年度までに、民間企業の会計と同様に貸借対照表や損益計算書などを作成する複式簿記を用いた会計処理を行う公営企業会計への移行を求めていたのですが、本市においては平成 24 年度よりそのような会計処理に移行しており、現在に至っております。

資料左下には、現在の下水道部局の組織体系を記載させていただきました。下水道河川部として、3 課で構成されておまして、下水道に係る事務としましては、下水道河川総務課では、主に下水道使用料や、部局全体に係る事務を、下水道河川建設課では、下水道施設の建設に係る業務を、下水道河川管理課では、維持管理に係る業務を行っております。

右側のグラフは公共下水道処理区域における、公共下水道への接続割合を示す「水洗化普及率」のグラフになりますが、令和 4 年度では 99% となっております。非常に多くの割合の世帯で水洗トイレを使用されているという状況でございます。

続いて 3 ページをご覧ください。ここでは、下水道事業における費用負担の考え方についてご説明をさせていただきます。

資料上段のところになりますが、下水道事業の大原則として、雨水公費・汚水私費という考え方があります。

これは、雨水、つまり雨は、自然現象であり、市民全体に広く関わるので、その処理にかかる経費は税金で負担をし、汚水の処理にかかる経費については実際に下水道を使用している方から、その使用量に応じて、つまりは下水道使用料で賄うという考え方になります。

続いて資料の下段は、受益者負担金についての説明になります。下水道事業には、使用料のほかに、受益者負担金という制度がございまして、公共下水道が整備された際に受益を受けることとなる土地所有者等の皆様から整備費用の一部を負担していただく制度となっております。

続きまして、資料 4 ページをご覧ください。そちらは茅ヶ崎市の下水道使用料になります。

す。資料中段よりやや下に、ひと月 20 立米当たり 1,878 円とあります。20 立米は、一般的な家庭における 1 か月の使用量の目安になりまして、参考としまして、4 ページの一番下に、政令市を除いた県内市の 20 立米当たりの使用料を料金順に掲載させていただきましたが、茅ヶ崎市は他市と比較して低い水準になっております。

なお、下水道使用料の徴収については、本市全域への水道事業を行っている神奈川県で、水道料金との一括徴収を実施しております。

続いて資料 5 ページをご覧ください。そちらには、平成 29 年度から、令和 4 年度については決算認定議案の議会の提出がこれからといったこともございまして、3 年度までの決算の推移について主要な項目について掲載をしております。

上段は決算数値を表形式で、下段はそれをグラフ化したもので、グラフの左軸の金額が、使用料収入、純利益、現金残高の金額、右軸の金額は企業債残高の金額となっております。

表の左側からご説明いたしますと、まず使用料収入ですが、傾向としては少しずつ増加している傾向になっております。理由としましては、本市の世帯数が増加していることが挙げられますが、令和 2 年度及び令和 3 年度についてはコロナ禍により各家庭における在宅時間が増加していたこともその一因と考えております。

続いて純利益及び現金残高です。こちらは減少している年はありますが、概ねの傾向としては横ばいから増加傾向を示している状況です。

そして最後に企業債残高、これはいわゆる借金残高の推移になりますが、こちらは棒グラフのとおり減少傾向となっております。こちらの要因としましては、毎年の借り入れを償還額以下にすることを目安に事業を行っていることが挙げられますが、この企業債残高の減少は、支払い利息の減少につながり、ひいては現金残高等を押し上げることにもつながっているというのが、本市の昨今の決算状況でございます。

資料 2 に関する説明は以上になります。なお、このほかに総務課よりの提供資料として、平成 31 年の 3 月にその後 12 年間の収支計画等を定めた、「茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略」とその内容について毎年評価検証を行っている「モニタリング結果」を本日は配付しておりますが、こちらの内容の詳細につきましては、最新のモニタリングの結果を追加して次回の審議会でお話をさせていただければと考えております。

あと、「下水道概要」については、本市の下水道事業の概要につきまして、毎年情報を追加しているものになりますので、参考としてご覧をいただければと思います。総務課より説明は以上でございます。

#### ○事務局（下水道河川建設課長）

それでは続きまして茅ヶ崎の下水道整備の現状につきまして、ご説明をいたします。

資料は「ちがさき下水道ビジョン」の 4 ページをご覧ください。本市は昭和 38 年度から中心市街地を対象に公共下水道事業に着手をしました。

当時の下水道事業は市街地の浸水の防除が主な目的であり、雨水処理が主体となっておりました。昭和 40 年代になり、高度経済成長に伴う都市化の進展によって公共用水域の水質汚濁が問題となり、下水道事業の主体が汚水処理に変わっていきました。

本市は、市の概ね全域を将来的に下水道整備していく全体計画区域に位置づけをしてお

りまして、そのうち、市街化区域と市街化調整区域の一部を早期に下水道整備を行う予定の事業計画区域に位置付けています。こちらの下の地図の黄緑の部分が事業計画区域です。

5 ページの「(3) 整備状況」にありますように、本市の令和 3 年度末時点の事業計画区域における汚水の面整備率は 98.1%でありまして、これは神奈川県内の市町村の中でも比較的高い水準となっています。今後も事業計画区域の整備完了に向けて事業を推進してまいります。

また、同じく雨水の面整備率は約 53.3%と、まだ道半ばであることから、引き続き浸水発生箇所の軽減に向けて事業を推進していく必要があります。

ページ飛びまして、25 ページをご覧ください。本ビジョンでは、「豊かな水環境と安全・安心なまちづくりに貢献する下水道を目指して」を基本理念とし、それを実現するための基本方針を、「良好な水環境の創造」、「安全・安心な生活環境の維持」、「持続可能な下水道経営の推進」の 3 つとしております。

次に 27 ページをご覧ください。下水道整備の課題を解消し、基本理念及び基本方針の実現に向けて取り組んでいく、重点施策と具体的な取り組み内容を、施策体系として整理しております。本ビジョンは、下水道事業に係るすべての施策を網羅し記載をしているため、8 つの重点施策としております。

28 ページ以降につきましては、各重点施策の内容を記載しております。各重点施策の取り組み内容につきましては、実施主体を示すことで、市と市民の適切な役割分担のもと、お互いの連携協力の必要性を明確にしております。これは本ビジョンの特徴といえるものでございます。

以降各重点施策について説明をします。

28 ページをご覧ください。まず生活排水処理の普及でございます。生活排水処理の普及につきましては、①「市街化区域における未整備区域の解消」、②「接続率の向上」、③「市街化調整区域における生活排水処理の普及」の 3 つを挙げています。

②の「接続率の向上」とは、整備した下水道への接続がそれぞれの地権者に委ねられていることから、その向上を指しています。浄化槽などから公共下水道への切り換えが進めば、川や海の水質の向上に繋がり、整備した効果が発揮され、また使用料収入の観点から経営の安定化にも繋がります。

③の「市街化調整区域における生活排水処理の普及」に関して、現在は下水道事業計画区域に含めておらず、当面の間は合併処理浄化槽の設置を推進することとしております。

将来的には、公共下水道と合併処理浄化槽の経済性比較や、投資効果を検証し、地域の意見を踏まえた上で、市街化調整区域における処理方法を決定するものとしています。

続きまして 31 ページ 32 ページをご覧ください。こちら合流改善事業効果の継続的な発揮ということで合流式下水道は、汚水と雨水を一つの下水道管に集めて流すため、下水道管や処理場の能力を超える大雨が降った場合に、汚水混じりの雨水が海へ直接放流されるという環境面の課題があります。

これについて本市では、図の 4.2 のように、汚水混じりの雨水が、海に放流される前に、それを一時的に貯める管、貯留管を整備するなどの緊急的な対策を行い、法律で求められた目標を達成しております。



このような合流改善事業効果の維持を目的に、32ページの②「雨天時放流水質調査」、雨が降った時に放流される水質の調査を行っています。

また、順番が前後いたしますが、31ページの①にあるように、合流改善事業の効果を高めるため、下水道管内に雨水が急激に流れ込まないようにする、雨水貯留タンクの設置や雨庭、植栽等による雨水流出抑制対策を推進するというようにしています。

次に34ページをご覧ください。こちら浸水対策の実施でございます。浸水対策としての雨水整備は、令和3年度末において雨水幹線について概ね完了していますが、面整備率は約53.3%であり、浸水被害が市内各所で発生していることから、引き続き整備が必要となっています。

一方で、限られた資源や気候変動による降雨量の増加に対応するにはハード整備だけでは困難であることから、35ページにお示したように、内水ハザードマップなどの情報提供や、ICT技術を活用したポンプ場の稼働状況の把握などを含めたソフト対策をあわせて行うことが必要です。

44ページをご覧ください。地震対策の実施でございます。下水道施設の地震対策につきましては、①管路施設の地震対策として、避難所等から下水処理場に至る管路や、緊急輸送道路等の下に埋設され、地震時の液状化により浮き上がり懸念されるマンホールの耐震化、それから②ポンプ場の地震対策などを実施してまいります。

また、45ページの下段、写真でお示しをしておりますけれども、災害時におけるトイレ機能の確保として、避難所などに、地震に起因した停電や断水時にも使用可能なマンホールトイレの導入を進めてまいります。

49ページから53ページにかけては、下水道施設の計画的な管理についてお示しをしています。具体的な内容につきましては後程下水道河川管理課よりご説明をいたします。

次に54ページをご覧ください。災害におけるソフト対策の実施でございます。災害におけるソフト対策の実施として、大規模災害発生時に、下水道サービスの提供レベル低下を最小限に抑えることを目的として、令和3年度に下水道業務継続計画、BCPと言われる計画を策定しました。

その他、下水道施設の日常的な維持管理に加えて、55ページにありますように、洪水警報や大雨警報が発令されるなど、災害が予想される際には、川や海への吐き口箇所の施設の動作確認や清掃等を行い、下水道施設本来の機能を発揮できるような災害事前対策を実施しております。

次の59ページから63ページにかけては、経営基盤の強化についてお示しをしております。先ほどの説明と重複しますため説明は割愛をさせていただきます。

次に64ページをご覧ください。こちら広報事業の充実でございます。下水道への興味と理解を深めることを目的とした広報事業として、各種情報媒体を用いた情報発信を実施します。そのツールとして、こちらの64ページにあります「下水道だより」の発行や、次の66ページにありますようなデザインマンホールを活用したマンホールカードの配布など、市民の皆様を楽しみながら、下水道への理解を深めていただく取り組みを継続してまいります。

最後に70ページ、71ページをご覧ください。今までお話ししました各重点施策の達成状況を確認するために、表の5.1に示す管理指標を活用して定量評価と定性評価を併せて評

価を行います。本ビジョンの実現に向けた進行管理方針として、PDCA サイクルによる進行管理を行ってまいります。

以上、駆け足ですが説明を終わります。

#### ○事務局（下水道河川管理課主幹）

それでは続きまして下水道河川管理課よりご説明させていただきます。下水道河川管理課では、文字通り河川や下水道の管理を行っておりますが、私からは、下水道の施設にはどのようなものがあるのかと下水道施設の改築更新の取り組みについてご紹介させていただきます。

資料の3-1、A3版の地図、「茅ヶ崎市の下水道（汚水）」をご覧ください。この中には未整備の施設も含んでおりますが茅ヶ崎市の下水道「汚水管」の計画を示したものとなります。

茅ヶ崎市内のほとんどの地域の汚水は、図の左下にあります、神奈川県が管理する相模川流域下水道の左岸処理場、現在は柳島水再生センターと呼ばれている処理場へ流れ、処理水は相模湾へ放流されています。

一方、堤のライフタウン等、図の右上の地域は、藤沢市が管理する下水道を介しまして、図の右下に示した、藤沢市が管理している辻堂浄化センターへ流れ、こちらも処理水は相模湾へ放流されています。

汚水の排除方法についてですが、整備した時期が最も古い、黄色で着色してあります、東海岸や中海岸、それに次いで古い松が丘、浜須賀の4つの処理分区では、雨水と汚水を同じ管で排除する合流式下水道となっております。

それ以外の地域につきましては、雨水と汚水を別々の管で排除する分流式下水道となっております。

続きまして資料3-2「茅ヶ崎市の下水道（雨水）」をご覧ください。こちらも未整備の施設も含んでおりますが茅ヶ崎市の下水道「雨水管」の計画を示したものとなります。

市内にあります河川を水色で示してあります。各地域の集水範囲をピンク色の線で、放流先をピンク色の文字で示してあります。雨水の放流先としましては、南部の海岸沿いは相模湾となりますが、市の中央と北部は相模川や、その支流であります小出川や千ノ川に流れております。堤のライフタウン等、一部地域は藤沢の引地川へ放流という形になっております。

先ほど合流式下水道は、雨水と汚水を同じ管で排除する下水道の方式とご説明しましたが、合流式下水道で整備された東海岸、中海岸、それから松が丘、浜須賀は汚水と同じ管が掲載されております。

ここで千ノ川の最下流部、小出川とぶつかる下町屋あたりの、千ノ川の断面を、左下の図に示させていただきました。川幅が上の方で24m、深さが4.5mとなっております。

一方で、先ほどの資料3-1 汚水の図をご覧くださいと、千ノ川に概ね平行する「千ノ川汚水幹線」の最下流部、図の中央左側ですね、赤丸で囲んだところの断面は直径1.8mの円形管となっております。

千ノ川汚水幹線が受け持つ汚水排除面積は、1,242ha程度ですが、千ノ川が受け持つ雨水排除面積は770ha程度であり、約1.6倍の差がありますが、断面を比較しますと、受

け持つ面積が大きい污水管の方がとても断面が小さいことがわかります。

このことから、雨水を排除させるための施設は、污水に比べて規模が非常に大きくなり、整備に時間もかかるし、費用も高額になるということがわかると思います。

続きまして冊子の方でご説明をさせていただきたいと思います。「茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画」、こちらの冊子をご覧ください。

この計画は下水道施設の維持管理の取り組み、特に老朽化した施設の改築更新についてご紹介をさせていただいております。

この計画は、維持管理に関する取り組みをまとめたものなのですが、これまでは老朽化した施設の長寿命化に関わる計画的な維持管理手法が定められていないという課題がありました。

このことから、今までの「対処療法的」な維持管理を、「予防保全型」の維持管理に転換することで、事故を未然に防ぐことと、ストックマネジメントの考え方を導入して、コスト縮減と事業費の平準化を目的とした、維持管理に関する計画となっています。

17、18 ページをお開きください。ここでは主な下水道施設を示しております。上から管路、ポンプ施設、樋門、そして、特殊なものとしまして合流式下水道改善施設があります。

合流式下水道改善施設は、雨天時に合流式下水道から相模湾へ放流する下水の一部を一時的に貯留します。その後晴天時に処理場へ流すための貯留施設となっております。

なお、管路は線状の形態をしているため線の施設と呼びます。市内に点在するポンプ場などの施設については、点的施設と呼んでおります。

前後しますが 14 ページをご覧ください。14 ページの地図では市内にあります点的施設の位置を示しております。

21、22 ページをお開きください。21、22 ページのところでは点的施設の一覧表となっております。全部で 58 施設ありまして、最も古い施設は、柳島ポンプ場の 1 系と呼ばれるポンプ施設で、1974 年、昭和 49 年に供用を開始しております。

続きまして 44 ページをお開きください。ここでは優先順位を決める考え方を示しています。点的施設の改築更新の順番を決めるためには、耐用年数を超えている度合いと、動かなくなった場合の被害規模を点数化しまして、優先度を定めております。点数が高い、つまりリスクが高い施設から順に改築更新に取り組むこととしております。隣の 45 ページでは、優先順位の高い施設を一覧にして示してあります。

65、66 ページをお開きください。ここでは短期計画としまして平成 29 年度から令和 5 年度までの改築スケジュールを示しております。

本年度は、表では平成 35 年度、1 番右側のところで、中島ポンプ場の電気設備改築更新を行う予定でありましたが、先行して行いました耐震診断で建物の耐震性能が現行基準を満たしていないことがわかったので、令和 5 年度は、建物の耐震補強工事を実施する予定となっております。

また、この短期計画は今年度が最終年となりますので、令和 6 年度から 12 年度までの 7 年間の改築更新計画を示した次期短期計画を現在策定しているところでございます。

続きまして今度は、線的施設であります、下水道管の取り組みについてご紹介いたします。

15 ページへ戻っていただけますでしょうか。この図は線的施設の位置を示した図となっております。少しわかりづらいのですが、ピンク色が合流管、茶色が污水管、水色が雨水管となっております。

24 ページをお開きいただきますと、線的施設の布設からの経過年数を色分けして示した図となっております。初期に整備しました南部の東海岸や中海岸等では、50 年以上が経過した管路が多く存在することが見て取れます。

47 ページをお開きください。ここでは計画対象区域の絞り込みのフローを示しておりますが、線的施設では、改築更新の優先順位は単純に布設年度から絞り込みを行っております。

先ほどの点的施設ではいろいろな視点から点数化をして優先順位を決めておりましたが線的施設に関しましては、単純に布設年度の古い、老朽化度合いの高いところから更新を行っていくという形をとっております。

続きまして 48 ページをご覧ください。ここでは、管路施設の取り組みの順番を示しており、早期計画として位置付けたピンク色の区域を対象に、平成 25 年度より改築更新の工事を進めているところでございます。

71 ページに飛びまして、この 71 ページのところでは、対象管路を示しておりますが、早期計画区域の事業は、先ほどのピンク色で示した区域を 3 期に分けて、一期 5 年間合計 15 年間の計画で進めております。令和 9 年度までに完了する予定となっております。

次の 72、73 ページに、各 1 期から 3 期までの取り組み箇所を示した図が記載しております。

実際の作業としましては管路の中にテレビカメラを入れて調査をすることで劣化状況を確認します。劣化や損傷がある場合は、管路の中に新しい管を作ったり、管を入れ替えたりする工事を行うことで長寿命化を図っているところでございます。

このように下水道河川管理課では、下水道サービスを絶え間なく提供するためこの「茅ヶ崎市下水道施設維持管理計画」に則りまして、計画的な改築更新に取り組んでいるところでございます。

以上で説明は終わります。ありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。「茅ヶ崎市公共下水道事業の現状等について」の説明をしていただきました。質問、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思っておりますでしょうか。

(「なし」)

○議長

それでは最後に、「その他」に移らせて頂きます。事務局より、何かございますでしょうか。

○事務局（下水道河川総務課課長補佐）

それでは事務局より今後の予定のご案内をさせていただきます。本年度は、年明けにあと1回開催を予定しております。予定している内容といたしましては、茅ヶ崎市下水道施設維持管理計画に関連するご報告と、令和4年度決算を踏まえました経営戦略のモニタリングを議題とさせていただこうと考えております。会議開催の際には議題・日程につきまして、また改めてご連絡をさせていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○議長

ありがとうございます。それでは他にご意見等がなければ、今日はこのあたりで会議の方を終了させていただきます。

皆さんどうも暑い中ありがとうございました。

—閉会—